

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年6月12日

評 価 者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームこだなか	
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設（対象：原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり）	
指定管理者	名称：社会福祉法人中川徳生会 代表者：理事長 高橋 栄治郎 住所：横浜市都筑区南山田2-39-35	電話：045-972-9915
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	中重度の要介護者の受入や緊急保護の必要な要介護高齢者の短期入所による対応等に取り組んでいる。職員のスキルアップや、地域との交流など、質の高いケアの実施に向け、引き続き取り組んでいただきたい。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	身体拘束ゼロを基本としたケアを実施しているとともに、事故やケガの発生に対しては、原因究明、再発防止に向けた取組等、迅速な対応を行っている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	利用者のニーズを的確に把握、実践しながらサービス向上に取り組む姿勢が見られること、また、地域との交流にも積極的な姿勢が見られることなど、今後もこの水準を維持、継続、あるいは向上に向け進めていただきたい。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	評価としては優良であり、非公募更新のための条件を満たしている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に50施設整備（平成27年6月1日現在）しており、施設の運営形態については、民設民営が43施設、公設民営（指定管理施設）が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・平成27年4月の制度改革により、入居対象が原則要介護3以上に限定（但し、要介護1・2については特例で入居可能）されたことから、今後は入居者の重点化を図っていく必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費などで見直すべき点はないか	特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後においては、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。 また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内に整備の特別養護老人ホームの運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、今後一定の整理が必要と考える。

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、今後は、要介護3以上の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。

また、市内に整備の特別養護老人ホームの運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、今後一定の整理が必要と考える。